

小樽市安全で安心なまちをつくる条例 の一部を改正する条例（原案）の概要

1. 改正の内容

小樽市安全で安心なまちをつくる条例に「犯罪被害者等への支援」の規定を設けるものです。

2. 改正理由

犯罪被害者等の置かれた状況は様々であり、必要とする支援も刑事手続に関するものだけではなく、経済支援や医療・福祉、住宅など生活全般の多岐にわたるものです。

犯罪被害者支援における地方公共団体による取組は、これまで都道府県警察を中心に進められてきましたが、これら多岐にわたる支援を被害直後から中長期にわたって途切れなく行うには限界があり、国や関係機関等と連携協力しながら、地域における総合的な支援を進めることが求められています。

特に住民にとって最も身近な存在である市町村には、保健・医療・福祉制度の実施主体であることから、身近な相談窓口として、犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し、庁内関係部局の所管する各種支援制度の案内や、関係機関・団体に関する適切な情報提供などを行うことが望まれています。

犯罪や事故のない安全で安心な地域社会の実現は、市民すべての願いであり、日常の生活や社会発展の基盤となるものであり、犯罪被害者等が置かれている厳しい状況を理解し支援することは、「小樽市安全で安心なまちをつくる条例」の趣旨である、安心して暮らせる社会の実現を図るために欠かすことのできないものであります。

犯罪被害者等基本法では、条例の制定を地方公共団体に義務付けていませんが、犯罪被害者等に対する市の基本姿勢を条例に規定して明確にすることにより、犯罪被害者等の視点に立った横断的な取組が推進できることから、「小樽市安全で安心なまちをつくる条例」に「犯罪被害者等への支援」の規定を新たに設けるものであります。

以上